

○精神障害に関する啓発活動について

1 健康福祉局で実施しているもの

	事業	内容	実施機関
1	副読本『ふれあいー障害福祉の案内』作成	市内小学校6年生を対象とした、川崎市の障害者、児童、高齢者福祉についての副読本を作成	健康福祉局
2	心の健康セミナー 「あなたにも知ってほしい自殺のこと」	メンタルヘルスや自殺予防に関すること を、広く市民に周知をはかるために実施	精神保健課 精神保健福祉センター
3	心の健康セミナー 「職場におけるメンタルヘルスセミナー」	職場におけるメンタルヘルス対策について、市民、産業保健分野を対象に実施	精神保健福祉センター
4	ひきこもりの講演会	ひきこもりに関する知識等の講演会の実施	精神保健福祉センター
5	普及啓発用パンフレットの作成	精神疾患や精神障害に関するパンフレット等の作成、配布	精神保健福祉センター

2 区保健福祉センターで実施しているもの

	事業	内容	実施機関
1	精神保健福祉講座	精神科疾患に関するテーマで区民対象に実施	区保健福祉センター
2	精神保健ボランティア講座	精神科疾患に関する精神科医の話、社会資源などについて3～4回のシリーズで実施	区保健福祉センター・社会福祉協議会・関係機関
3	アディクションセミナー	アディクション（依存症）に関するテーマで講演会やシンポジウム等を実施	区保健福祉センター、関係機関

3 教育機関で実施しているもの

	事業	内容	実施機関
1	人権尊重教育推進担当の配置	全小中各校に人権尊重教育推進担当を配置し、人権教育および教職員研修を実施	教育委員会 各小中学校
2	副読本『ふれあいー障害福祉の案内』の配布	小学校6年生に『ふれあいー障害福祉の案内』を配布し、授業の中で福祉教育を実施	各小学校
3	薬物等依存症についての教育、普及啓発	県立高校に川崎ダルク職員（薬物依存症当事者）が出向き、体験談等を通して啓発を実施	各県立高等学校

4 障害者支援事業所、支援団体等で実施しているもの

	事業	内容	実施機関
1	ええんじゃないか祭り	精神障害者と地域住民の交流会	区精神保健福祉連絡会
2	精神保健福祉講座	川崎の精神障害者、関係機関、住民との交流	区精神保健福祉連絡会
3	区民祭や地域のイベントへの参加	物品販売を通じての精神障害者と地域住民の交流や普及啓発	地域活動支援センター
4	FMかわさき『なんじゃもんじゃ』	ラジオを通じての精神科疾患や精神障害に関する情報の発信、普及啓発	精神障害者を支援するNPO法人
5	企業や学校での物品販売	物品販売を通じての精神障害者と企業に従事する人、生徒との交流、普及啓発	地域活動支援センター
6	ふれあう訪問事業（ミニバスツアー）	地域住民を対象に、福祉事業所をジャンボタクシーで訪問、見学	地域活動支援センター
7	川崎アディクションフォーラム	アディクション（依存症）に関する講演会、学習会等を実施	依存症に関わる市内関係機関
8	区健康福祉祭や健康の集いへの参加	区健康福祉祭や健康の集いにおいてアルコール依存症に関するパネル展示等を実施	地域活動支援センター
9	精神障害者の活動への支援、広報	事業所、JRおよび市が連携し、精神障害者の就労事業所の製品をJR構内等で販売。新聞やJR車両内で広報	就労支援事業所等

第3次かわさきノーマライゼーションプラン改定版より抜粋

数値目標3 福祉施設から一般就労への移行

第2期の進捗状況

平成23年度の 目標	平成21年度 の実績	平成22年度 の実績
年間36人	20人	46人

第3期の目標と考え方

項 目	数 値	備 考
平成17年度の 年間一般就労者数	9人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就 労した方の数
【目標値】平成26年度の 年間一般就労者数	45人	平成26年度に福祉施設を退所し、一般就 労する方の数

○これまでの実績などから、一般就労への移行を年間45人(平成17年度に一般就労へ移行した方の5倍)と見込みます。



(2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

第3期の見込量

日中活動系サービス

	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人/月	2,259	2,487	2,738
自立訓練(機能訓練)	人/月	21	27	27
自立訓練(生活訓練)	人/月	81	105	105
就労移行支援	人/月	157	172	189
就労継続支援A型	人/月	24	26	28
就労継続支援B型	人/月	698	739	783
地域活動支援センター	人/月	738	758	778
合 計	人/月	3,978	4,314	4,648

見込量を確保するための方策

- 「特別支援学校等卒業生対策に伴う通所事業所整備計画」に基づき、生活介護を中心とした施設整備を推進していきます。
- 就労をめざす方や高齢になった方など、多様なニーズにきめ細かく応えられるよう、分場などの小規模事業所による活動の場を拡充していきます。
- 地域活動支援センターは、在宅障害者の日中活動の場として幅広いニーズがあるため、毎年事業所を増設していきます。また、発達障害者や高次脳機能障害者に特化した事業所を新たに設置します。

第3期の見込量

居住系サービス

	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム/ケアホーム	人/月	901	981	1,061
施設入所支援	人/月	551	563	563
自立訓練(宿泊型)	人/月	30	40	40
合 計	人/月	1,482	1,584	1,664

見込量を確保するための方策

- バリアフリー住宅等の整備費の補助や市独自の報酬加算などを行い、グループホーム・ケアホームの拡充を図ります。
- 平成25年度に井田重度障害者等生活施設を開設し、施設入所支援50人分、及び自立訓練(宿泊型)20人分を確保します。

第3期の見込量

訪問系サービス

	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	時間/月	19,356	20,904	22,576
重度訪問介護	時間/月	10,056	10,860	11,729
行動援護	時間/月	3,424	3,698	3,993
同行援護	時間/月	6,300	6,780	7,320
合 計	時間/月	39,136	42,242	45,618

見込量を確保するための方策

- 同行援護の創設に伴い、重度視覚障害者の移動支援については、同行援護に円滑に移行できるよう利用者や事業者に対して、必要な支援や情報提供を行います。

第3期の見込量

その他のサービス

	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	人日/月	1,460	1,825	1,825
計画相談支援	人/月	538	1,076	1,614

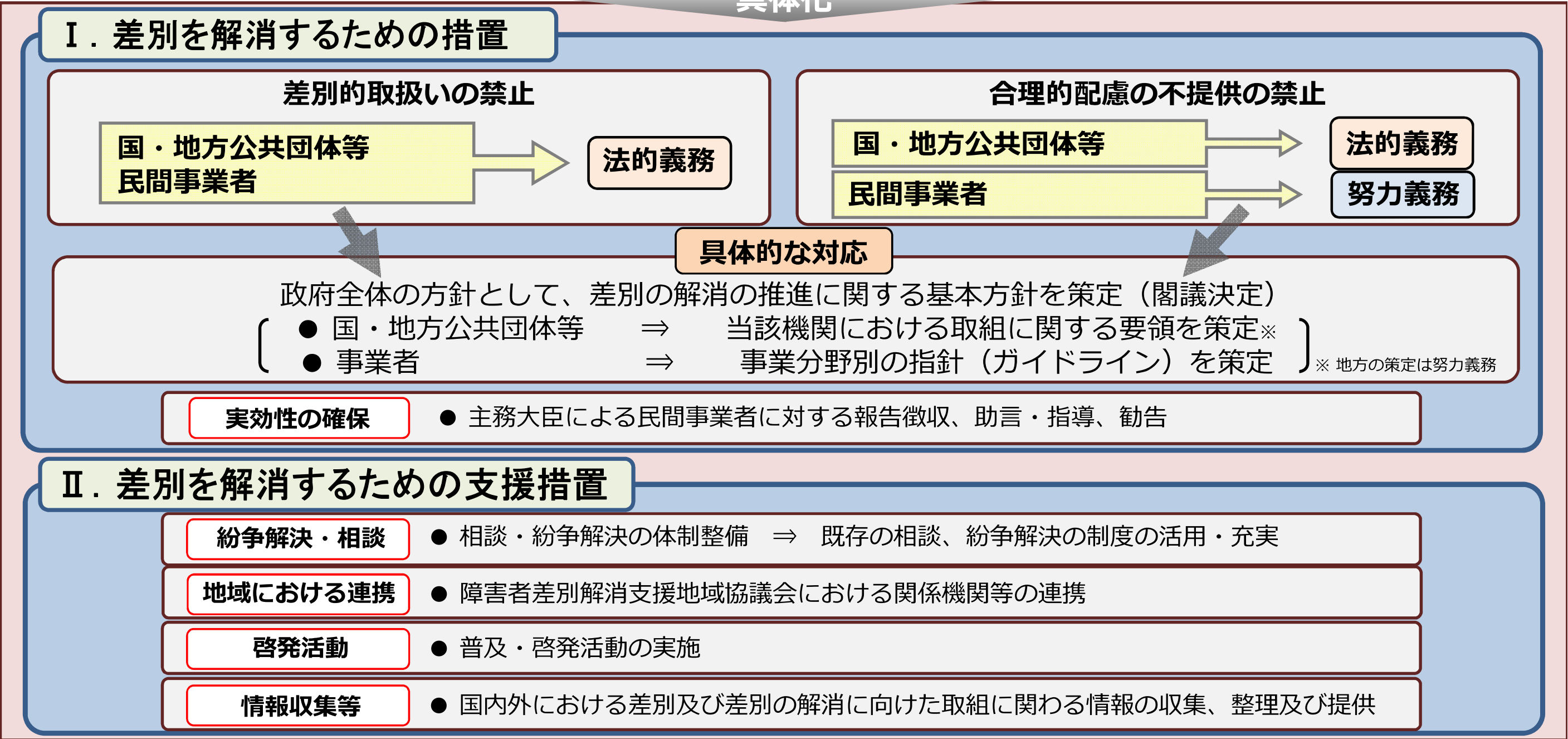
見込量を確保するための方策

- 平成25年度に井田重度障害者等生活施設を開設し、短期入所の定員を現在より15人分増やします。
- 計画相談支援については、3年間かけて対象者をサービス利用者全員に拡大します。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）